

個人タクシー事業者の健康管理についての申し合わせ

平成 24 年 5 月 24 日
改定 平成 30 年 5 月 23 日
一般社団法人東京都個人タクシー協会

標記について、会員全体において下記のとおり申し合わせる。

記

個人タクシーの重大事故が相次ぎ、事故防止並びに健康管理対策が問題視されており、高齢化とあわせ社会から厳しい目が向けられ、社会的信用を失墜しかねない状況である。

運転者が健康であることは運送事業の根幹であり、健康管理を行う上で最も重要なことは定期健康診断を必ず受診し、自身の健康状態を把握すること。そして、その結果に基づき医師による治療やアドバイスを受け、常に健康な状態を保つことである。

年齢や体格、性別等により健康な状態というのは一律に線引きできないこともあり、各団体においての事業者一人一人の健康状態の把握と日頃の声掛けや助言等、個々の事業者にあったきめ細かな指導が一層重要である。

健康状態に起因にする事故を未然に防ぎ、利用者に安心して個人タクシーを利用していただくためにも、改めて下記事項について健康管理対策を徹底する。

【健康管理対策指導指針】

1. 健康診断全員受診の徹底

- (1) 全事業者が必ず年 1 回（深夜業を含む者は年 2 回）以上の健康診断を受診し、病気の早期発見・早期治療に努める。
- (2) 団体は健康診断書の写しを保管し、受診状況を把握する。
- (3) 団体責任者又は担当役員は健康診断未受診事業者が発生しないよう年 1 回（深夜業を含む者は年 2 回）の健康診断を必ず受診するよう個別に指導する。

2. 健康診断受診結果に基づく指導

- (1) 健康診断受診結果について、団体として把握に努めるとともに、再検査等の所見がある場合には、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に基づき、団体責任者又は担当役員が再検査等を受けるよう個別に指導する。
- (2) 各団体においては、研修会、講習会、会合等の機会をとらえ再検査等の重要性並びに受診について教導する。

3. その他

本申し合わせに基づき、年 1 回（深夜業を含む者は年 2 回）以上の健康診断全員受診及び再検査等については、各団体の規定類の整備をする。